

憲法 A (人権)

担当：柳瀬 昇

第4回 憲法と人権の限界(2)

今回は、人権総論の課題として、次の2つの問題について、議論します。(1) 公務員や刑事施設に収容されている者など、国家と特別な関係にある私人に対する人権保障は、どのように考えるべきでしょうか。(2) 憲法が、本来、国家と私人との関係を規律するものであるとしても、憲法の人権規定は、私人相互間ではまったく適用されないのでしょうか。

3. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由(国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条)や労働基本権(国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条)に制限が課されている。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする(猿払事件最高裁判決(最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁))。
- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤労条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、(3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらす、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする(全農林警職法事件最高裁判決(最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁))。

4. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規律することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規律する規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適

用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) の見解によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定することになるので、判例は (3) の立場を採っている (三菱樹脂事件最高裁判決 (最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁))。

今回の講義の復習として、教科書の 2.4.1~2.5.1 (51-62 頁) を読んでおきましょう。次回から、日本国憲法第 3 章に挙げられている個別の人権について考えていきます。今回は、13 条が規定する幸福追求権について扱います。この条文は、いったい何を保障した規定でしょうか。

Q4 次の A~D の文章は、公務員の労働基本権に関する最高裁判所の判決を要約したものを古いものから順に並べたものである。これらの文章の空欄ア~オに該当する語句の組合せとして、妥当なのはどれか。

A 「公共の福祉」や「(ア)」といった原則から、憲法 28 条が保障する勤労者の権利についても、国家公務員が一般の勤労者とは異なった特別の取扱いを受けることがあるのは当然である。

B 「(ア)」を根拠として公務員の労働基本権を全て否定するようなことは許されない。もっとも、労働基本権は勤労者の (イ) 保障の理念に基づいて憲法 28 条の保障するところであるが、これらの権利は国民生活全体の利益の保障という見地からの制約を内在的制約として内包している。

C 公務員の労働基本権については、その (ウ) に対応する何らかの制約を内在的制約として内包していると解釈しなければならない。しかし、公務員の労働基本権に具体的にどのような制約が許されるかについては、公務員にも労働基本権を保障している憲法の根本趣旨に照らし、慎重に決定する必要があり、地方公務員による争議行為に対するあおり行為のうち、刑事制裁が科されるのは、(エ) 争議行為に対するものに限られる。

D 公務員の地位の特殊性と (ウ) に鑑みるときは、これを根拠として公務員の労働基本権に対し必要やむを得ない程度の制限を加えることは、十分合理的な理由がある。また、公務員の勤務条件は、原則として国会の制定した法律、予算により定められることとなっており、これらの勤務条件の決定に関し、政府が国会から適法な委任を受けていない事項について、公務員が政府に対し争議行為を行うことは (オ) に反すること、公務員の争議行為には、私企業と異なり市場の抑制力がないこと、労働基本権の制限に対して、人事院などの制度上整備された適切な代償措置が講じられていることなどから、争議行為に対するあおり行為のうち、刑事制裁を科されるものを (エ) 争議行為に対するものに限定せず、また、争議行為を一律に禁止することも、勤労者をも含めた国民全体の共同利益の見地からするやむを得ない制約というべきであり、憲法第 28 条に違反するものではない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1.	全体の奉仕者	生存権	職務の公共性	違法性の強い	議会制民主主義
2.	全体の奉仕者	生存権	公権力との関係性	違法性の強い	三権分立
3.	全体の奉仕者	幸福追求権	職務の公共性	非現業職員による	三権分立
4.	特別権力関係	生存権	職務の公共性	非現業職員による	議会制民主主義
5.	特別権力関係	幸福追求権	公権力との関係性	非現業職員による	三権分立

(2017 年度国家公務員総合職試験)